

〔平15.11.27〕
〔基礎小 3〕

地 方 財 政 の 現 状 と 「三位一体の改革」について

総務省自治財政局

平成15年11月27日

地方財政の現状

地方財政の現状

I 大幅な財源不足と高い公債依存度 〃 〃 通常収支の不足 13兆4,457億円

恒久的な減税の実施に伴う減収額 3兆2,437億円

平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収額 6,873億円

- 平成15年度の地方財政は、引き続き通常収支において13兆4,457億円に上る大幅な財源不足が見込まれるほか、恒久的な減税の実施による減収額3兆2,437億円、平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収額が6,873億円あり、その不足を補てんするため臨時財政対策債を発行する等地方債の増発を行うこととなったところであり、その結果、地方債依存度は17.5%（交付税特別会計借入金を加えた実質的な公債依存度は18.8%）となっている。

財源不足額	平成15年度当初	通常収支 13.4兆円、恒久的な減税分 3.2兆円、先行減税分 0.7兆円
	平成14年度当初	通常収支 10.7兆円、恒久的な減税分 3.5兆円
	平成13年度当初	通常収支 10.6兆円、恒久的な減税分 3.4兆円
	平成12年度当初	通常収支 9.9兆円、恒久的な減税分 3.5兆円
	平成11年度当初	通常収支 10.4兆円、恒久的な減税分 2.7兆円
	平成10年度当初	通常収支 4.6兆円、減税分 0.8兆円

II 多額の借入金急増 〃 〃 平成15年度末で199兆円

- 地方税収等の落ち込みや減税による減収を補てんするとともに、累次の景気対策のために地方債を増発したこと等により近年借入金が急増し、地方財政は平成15年度末で199兆円の多額の借入金（対GDP比40.0%）を抱える見込みとなっている。

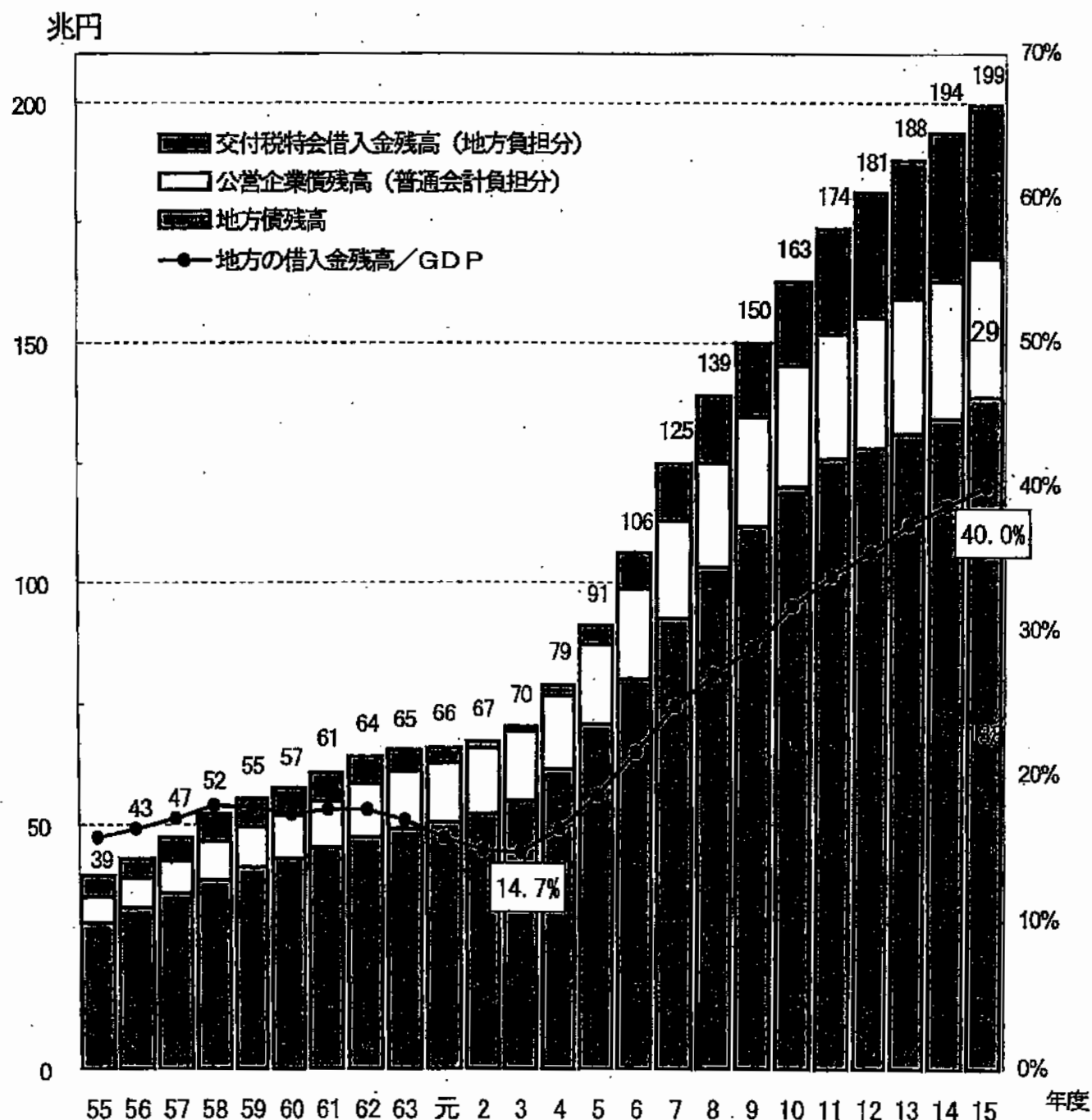
III 個別団体の財政事情の硬直化 〃 〃 各指標が10年前に比べ、悪化

- 地方団体の近年の財政事情をみると、財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも悪化してきており、硬直化が懸念される状況にある。

（全地方団体合計）	平成4年度	平成13年度
・ 経常収支比率	74.8%	→ 87.5%（+12.7）
・ 公債費負担比率	11.2%	→ 18.4%（+7.2）
・ 起債制限比率	9.1%	→ 11.6%（+2.5）

地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 15 年度末で 199 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.8 倍、129 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 70 兆円と 5 割強 (54%) を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金の合計は 50 兆円となっている。



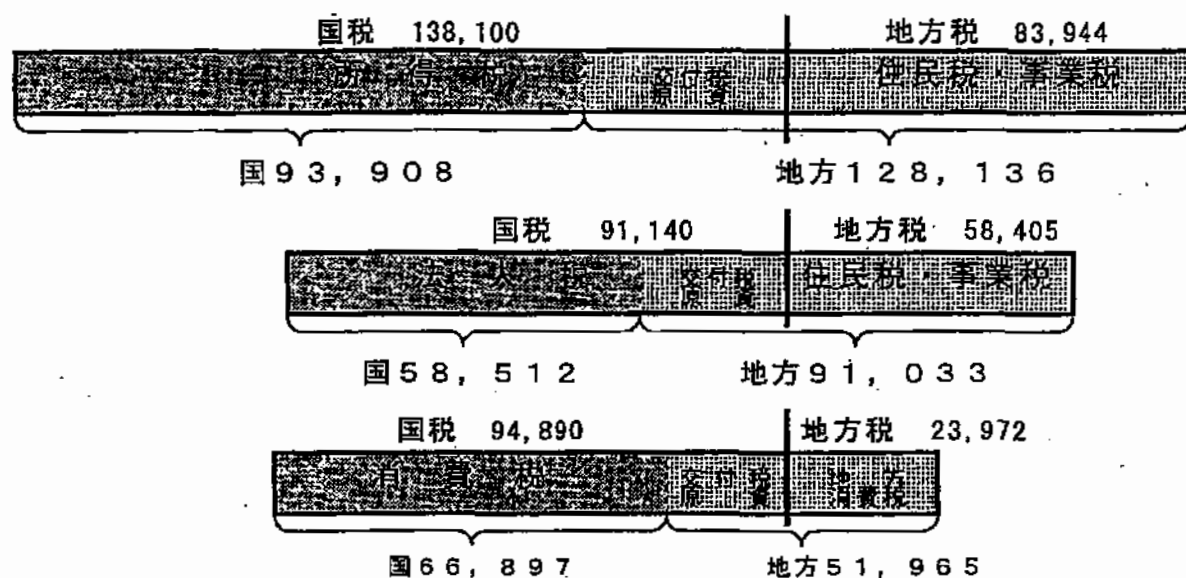
国と地方の税財政関係

- 地方財政の借入金増大の主因は、国が借入金に依存した財政運営を行うようになった結果であり、国の借入金からはこれに対応した地方財源が生まれてこないため、地方財政も借入金依存を余儀なくされることになっている。

1 主要税目の国税と地方税、地方交付税の配分

※国は⑮当初予算、地方は⑮地方財政計画

(単位：億円)



2 国債が地方借入金を呼ぶ構造

(ケース①)

<国の予算>

国	税	交付税
		地方への補助金 (A)

<地方財政>

地方税
交付税
(A)

(A)に伴う
地方負担

(ケース②)

<国の予算>

国	債	地方への補助金 (B)

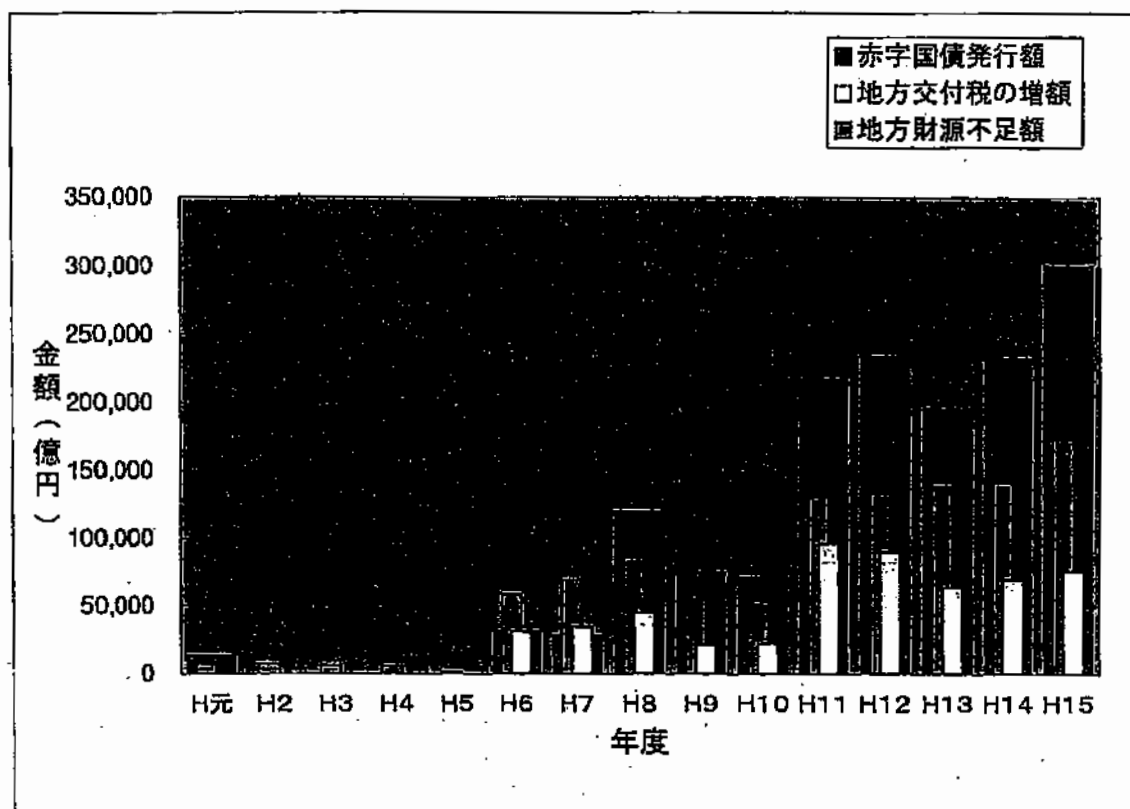
<地方財政>

財源なし → 借入金
(B)

(B)に伴う
地方負担

赤字国債発行額と地方財源不足額の関係

- 国が赤字国債の増発により積極財政を行う場合には、地方の財源不足も拡大し、地方交付税総額を借入金等により増額確保しなければ、地方財政収支の均衡が図られない結果となる。



(単位:億円)

年度	赤字国債発行額 (当初予算)	地方財源不足額 (地財計画)	地方交付税の増額
H元	13,310	7,600	0
H2	0	7,600	0
H3	0	6,300	0
H4	0	6,100	0
H5	0	1,500	0
H6	31,388	58,779	31,339
H7	28,511	69,497	35,209
H8	119,980	86,278	45,288
H9	74,700	58,544	21,930
H10	71,300	54,059	22,457
H11	217,100	130,497	96,478
H12	234,600	133,699	90,362
H13	195,580	141,969	63,838
H14	232,100	141,160	70,281
H15	300,250	173,767	76,124

地方財政計画歳入歳出一覧

1 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成15年度 (A)	平成14年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)	平成14年度 増 減 率
(歳 入)					
地 方 税	321,725	342,563	▲20,838	▲ 6.1	▲ 3.7
地 方 譲 与 税	6,939	6,239	700	11.2	0.0
地 方 特 例 交 付 金	10,062	9,036	1,026	11.4	0.2
地 方 交 付 税	180,693	195,449	▲14,756	▲ 7.5	▲ 4.0
国 庫 支 出 金	122,600	127,213	▲ 4,613	▲ 3.6	▲ 2.7
地 方 債	150,718	126,493	24,225	19.2	6.2
使用料及び手数料	16,386	16,178	208	1.3	0.7
雑 収 入	52,984	52,495	489	0.9	▲ 0.2
計	862,107	875,666	▲13,559	▲ 1.5	▲ 1.9
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	234,383	236,998	▲ 2,615	▲ 1.1	0.2
一 般 行 政 経 費	210,263	208,068	2,195	1.1	1.0
補 助	98,414	95,846	2,568	2.7	2.5
単 独	111,849	112,222	▲ 373	▲ 0.3	▲ 0.3
公 債 費	137,673	134,314	3,359	2.5	5.0
維 持 補 修 費	10,068	10,124	▲ 56	▲ 0.6	▲ 0.4
投 資 的 経 費	232,868	245,985	▲13,117	▲ 5.3	▲ 9.5
補 助	84,068	88,485	▲ 4,417	▲ 5.0	▲ 8.5
単 独	148,800	157,500	▲ 8,700	▲ 5.5	▲ 10.0
公 営 企 業 繰 出 金	32,052	32,177	▲ 125	▲ 0.4	▲ 1.6
企業債償還費普通会計負担分	22,433	22,033	400	1.8	2.4
そ の 他	9,619	10,144	▲ 525	▲ 5.2	▲ 9.2
不交付団体水準超経費	4,800	8,000	▲ 3,200	▲ 40.0	▲ 1.2
計	862,107	875,666	▲13,559	▲ 1.5	▲ 1.9
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	697,201	711,319	▲14,118	▲ 2.0	▲ 3.3

2 歳入歳出構成比

(単位：%)

歳 入	平 成 15年度	平 成 14年度	差 引	歳 出	平 成 15年度	平 成 14年度	差 引
地 方 税	37.3	39.1	▲ 1.8	給 与 関 係 経 費	27.2	27.1	0.1
地 方 譲 与 税	0.8	0.7	0.1	一 般 行 政 経 費	24.4	23.8	0.6
地 方 特 例 交 付 金	1.2	1.0	0.2	公 債 費	16.0	15.3	0.7
地 方 交 付 税	21.0	22.3	▲ 1.3	維 持 補 修 費	1.2	1.1	0.1
国 庫 支 出 金	14.2	14.6	▲ 0.4	投 資 的 経 費	27.0	28.1	▲ 1.1
地 方 債	17.5	14.4	3.1	公 営 企 業 繰 出 金	3.7	3.7	0.0
使用料及び手数料	1.9	1.9	0.0	不交付団体水準超経費	0.5	0.9	▲ 0.4
雑 収 入	6.1	6.0	0.1				
計	100.0	100.0	—	計	100.0	100.0	—

平成15年度地方財政計画における歳出の見直し

1 総額の抑制

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
国の予算	<u>0.7%</u>	<u>0.1%</u>
地方財政計画	<u>▲1.5%</u> (2年連続しての対前年度マイナス)	<u>▲2.0%</u> (4年連続しての対前年度マイナス)

2 職員数の削減

平成18年度までの4年間に4万人以上を純減する方針を踏まえ、警察官等の増員分を含め、計画計上人員を全体として1万人程度純減

	削減	増員	全体
職員増減	▲16,611	+6,243 (警察官等)	<u>▲10,368</u>

3 一般行政経費（単独）の抑制

平成18年度までの各年度を通じ、前年度の水準を上回らないよう抑制する方針を踏まえ、既定経費の徹底した見直し、財源の重点的配分により事業規模を抑制

▲0.3%（2年連続しての対前年度比マイナス）

4 投資的経費（単独）の減額

平成18年度までの4年間に3兆円程度を縮減する方針を踏まえ、事業規模を計画的に減額

▲5.5%（4年連続しての対前年度比マイナス）

「三位一体の改革」について

地方分権の推進の経緯

年 月 日	地方分権推進についての動き
平成5年6月3日	地方分権の推進に関する決議（衆議院）
4日	地方分権の推進に関する決議（参議院）
平成7年5月19日	地方分権推進法成立
7月3日	地方分権推進委員会発足
平成8年12月	} 地方分権推進委員会第1次～第4次勧告
2	
平成9年10月	
平成10年5月29日	地方分権推進計画閣議決定
11月19日	地方分権推進委員会第5次勧告
平成11年3月26日	第2次地方分権推進計画閣議決定
平成11年7月8日	地方分権一括法成立
平成12年4月1日	地方分権一括法施行
平成13年6月14日	地方分権推進委員会最終報告
7月3日	地方分権改革推進会議発足

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案
附則追加・修正

(平成十一年六月十一日 衆議院本会議)

附則 第二百五十一条

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成十一年七月八日 参議院 行財政改革・税政等に関する特別委員会）

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（中略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（中略）

一 地方税財源の充実確保や権限の委譲など地方分権を一層推進する必要を踏まえ、地方分権推進法失効後の地方分権を推進する体制を検討すること。
右決議する。

地方分権推進委員会最終報告

－ 分権型社会の創造：その道筋 －

(平成13年6月14日 地方分権推進委員会)

第3章 第2次分権改革の始動に向けて －地方税財源充実確保方策について－

【概要】

1 地方税財源充実確保の基本的視点

＜地方税源充実への取組みに関する基本的方向＞

→ 地方税収入と歳出のかい離縮小、住民の受益と負担の明確化

- ① 歳入面の自由度拡大
- ② 歳入中立を原則（税源移譲＝国庫補助負担金及び地方交付税の減額）
- ③ 歳出面の自由度の拡大

2 地方税源の充実策

＜地方税充実確保の方向＞

- ① 地域偏在性の少ない地方税体系の構築
- ② 基幹税目の更なる充実が不可欠

3 地方税源充実に伴い発生する偏在問題

- ① 偏在性の少ない地方税を中心に税源移譲
- ② 税源移譲の規模によっては、新たな財政調整制度等の検討

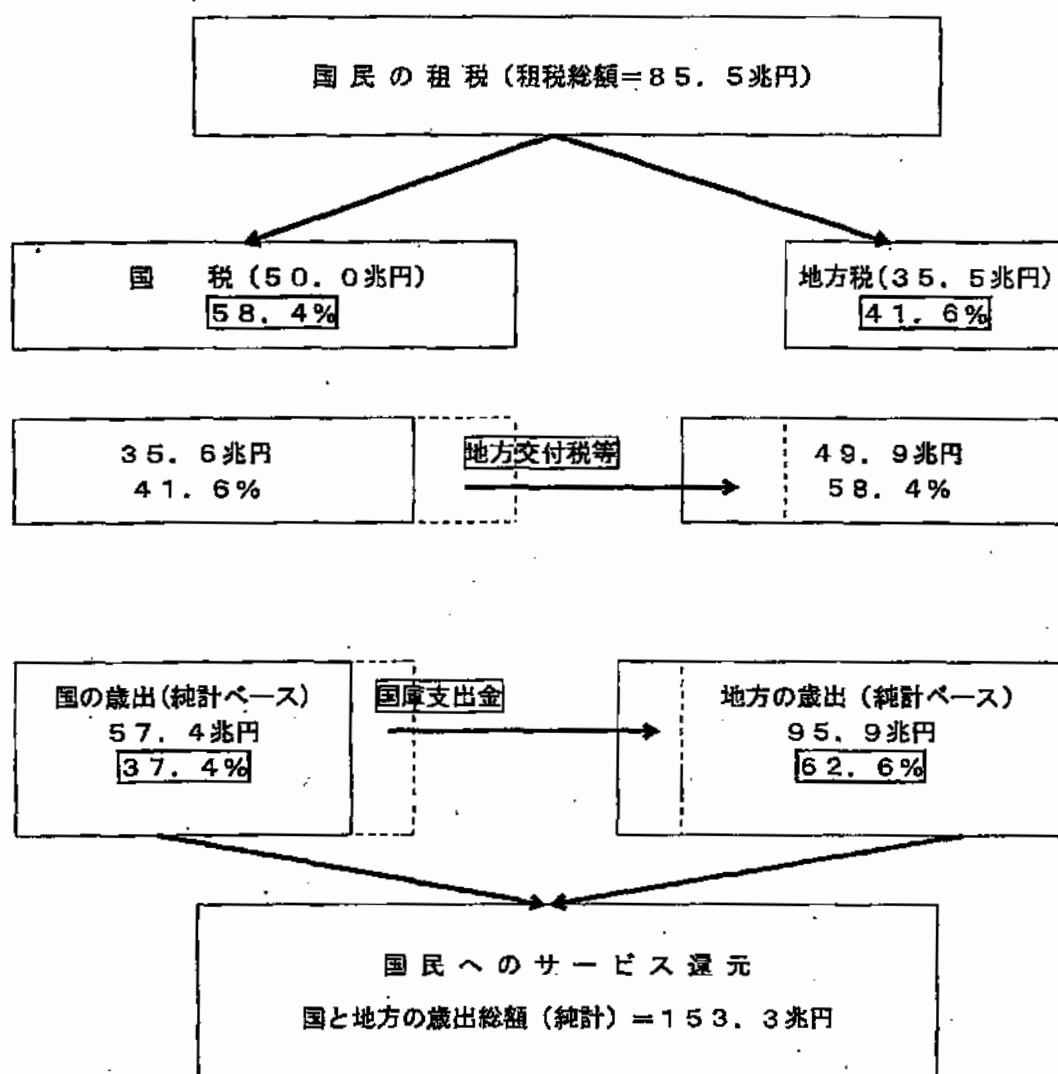
4 地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

- ① 国の地方への移転的支出の削減は、先ず国庫補助負担金を対象
- ② 国庫補助負担金の改革の方向として真に必要なもの以外は廃止
→ 引き続き、その事業の実施が必要な時には、地方一般財源へ振り替え
- ③ 地方交付税の改革の方向
→ 地方交付税の減少が見込まれるが、財政力格差是正の役割は依然重要
→ 交付税の総量の縮小、配分方法の簡素化は、法令による義務付け等国の関与の廃止・縮小と一体として検討

5 今後の検討に当たって

- 地方税源の充実策は、現実的には、財政構造改革の際に実施。
- 地方分権推進の視点に立った具体的かつ専門的な検討を行う場が必要

国・地方の財源配分（平成13年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成13年度決算額）

（単位：億円）

地 方 税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
355,488 (36.5%)	218,755 (22.5%)	145,501 (14.9%)	118,156 (12.1%)	136,417 (14.0%)
地方歳出97兆4,317億円				

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

〔平成14年6月25日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

- (1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

- (2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

- (3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等)など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

「三位一体の改革」について

- 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、
- 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
 - 地方が自由に使える財源を増やす
 - 地方が自立できるようにする

「改革と展望」の期間(平成18年度まで)に以下を三位一体で推進

国庫補助負担金の改革

- 概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革

(注)総務省案(平成14年5月)では、5.5兆円の廃止・縮減を提言。

税源移譲を含む税源配分の見直し

- 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて税源移譲
 - ・税源移譲は基幹税(個人住民税、地方消費税など)の充実を基本に行う
 - ・義務的な事業については全額、その他は8割程度を目安として移譲

(注)総務省案では、所得税から個人住民税(3.0兆円)、消費税から地方消費税(2.5兆円)を提言。

交付税改革

- 交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小。
 - ・地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制
 - ・算定方法の見直し(段階補正、事業費補正等)
 - ・不交付団体(市町村)の人口割合を大幅に高めていく

(注)地域間で税源が偏在する中で、地方団体に一定の行政水準の維持を求める現行制度の下では、これを維持するのに必要な財源を保障しつつ財政力格差調整を行う交付税の基本的な性格、機能は、必要不可欠。

平成 15 年 6 月 27 日
閣 議 決 定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという
地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

（1）三位一体の改革によって達成されるべき「望ましい姿」

① 地方の一般財源の割合の引上げ

地方税の充実確保を図るとともに、社会保障関係費の抑制に努めるなど、地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる。

なお、その際、国・地方の財政事情を踏まえるとともに、歳出の徹底した縮減・合理化に努める。

② 地方税の充実、交付税への依存の引下げ

税源移譲等による地方税の充実確保、地方歳出の徹底した見直しによる交付税総額の抑制等により、地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き

上げ、地方交付税への依存を低下させる。この結果、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す。

また、課税自主権の拡大を図ることにより、地方団体や住民の自立意識の更なる向上を目指していく。

③効率的で小さな政府の実現

「改革と展望」の方針に沿って歳出構造改革を行うことに加え、「三位一体の改革」により、真に地方にとって効果・効率の高い選択を行うことを可能にすることを通じて、「効率的で小さな政府」を実現する。

地方財政においては、現在、約 17 兆円を上回る財源不足が生じている。国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す。

（２）三位一体の改革の具体的な改革工程

①国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙 2 の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

②地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

このような観点から、次のとおり取り組む。

- （ⅰ） 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

- ・ 国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
 - ・ 地方財政計画計上人員を4万人以上純減
 - ・ 投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
 - ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制
- (ii) 国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。
- (iii) 現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。
- (iv) 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

③税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配慮し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

上記の諸施策について、フォローアップ（追跡調査）を行いつつ、三位一体の改革を強力に推進する。また、改革を円滑に実現するため、15年度予算における取組の上に立って、来年度予算の中で改革を着実に進める。

(3) 市町村合併の推進

改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を引き続き強力に推進する。

(別紙2)

国庫補助負担金等整理合理化方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方については、「改革と展望」の期間中において、1の基本方針に沿って見直しを行う。重点項目の改革工程は、2に掲げるとおりである。

1 「改革と展望」の期間中における基本方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における基本方針は、以下のとおりである。

(1) 国庫補助金の廃止・縮減

- ① 国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。
- ② 国庫補助金のうち、補助率が低いもの(3分の1未満)又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

(2) 国庫負担金の廃止・縮減

- ① 国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。
- ② 総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

(3) 国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等

以下の方針により、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。

- ① 地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。

また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。

- ② 国庫補助負担金が少額のもの、地方公共団体が行う事務・事業全体に係る経費のうち国庫補助負担事業部分が一部にすぎないもの等については、原則として、廃止又は一般財源化を図る。

- ③ 投資的経費に対する国庫補助負担金については、特に、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から、以下のとおり、廃止・縮減する。

- (i) 市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。

- (ii) 広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。

- (iii) 既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任を持つて行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次廃止・縮減する。

- (iv) 公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。

- (4) 以上の基本方針に基づき、対象となるすべての国庫補助負担金について平成16年度予算から厳しく見直しを実施するとともに、予算編成後に実施状況のフォローアップを行う。

特に、上記(1)については、平成16年度予算において削減目標を設定して廃止・縮減を推進するとともに、(3)①及び②については、「改革と展望」の期間の中で可能な限り速やかな実現に努める。これら以外の項目についても着実な推進を図る。

2 重点項目の改革工程

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における重点項目の改革工程は、以下のとおりである。

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

- ① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。
- ② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。
- ③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成 18 年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○ 保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成 15 年度中に結論を得る。

○ 保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後 5 年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。

【教育・文化】

○ 義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成 14 年 12 月の「総務・財務・文部科学 3 大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

- ① 義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成 16 年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。
- ② 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成 18 年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- ③ 学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。
- ④ 退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成 16 年度予算編成までに結論を得る。
- ⑤ 教員給与については、平成 16 年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成 18 年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

○ 学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成 15 年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成 15 年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

【公共事業】

○ 地方道路整備臨時交付金の運用改善

地方道路整備臨時交付金については、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、平成 15 年度より国費と地方費の割合を個別事業（要素事業）ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとする。

○ 市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減

平成 15 年度に引き続き、平成 16 年度以降においても、採択基準の引上げ、補助金の統合化、補助対象の重点化等を実施する。平成 16 年度における採択基準の引上げ幅については、具体的に定める。

○ 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。

直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。

【産業振興その他】

○ 農業委員会・改良普及事業

農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。

協同農業普及事業については、普及センターの必置規制を廃止するとともに、普及手当支給の上限規定を廃止する（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。また、林業普及指導事業、水産業改良普及事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行う。

なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成 18 年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る。

○ 交通安全対策特別交付金の見直し

交通安全対策特別交付金については、国の関与を縮減する観点から、道路交通法の国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止する。

また、現在反則金の対象としている違法駐車に関する法制度の在り方の検討に当たっては、国の関与を縮減するという三位一体の改革の観点も踏まえ、平成15年中を目途に結論を得る。

「三位一体の改革」の基本的方向

「基本方針2003」（6月27日閣議決定）に沿って、以下のとおり確実に推進

(1) 三位一体の改革を進めるに当たっての基本的な考え

- 国の関与を縮小し、歳入、歳出両面での地方の自由度を高め、地方が元気になる改革の実現。

(2) 国庫補助負担金の改革

- 税源移譲につながる廃止・縮減を中心に4兆円の改革。

(3) 税源移譲を含む税源配分の見直し

- 国庫補助負担金の廃止・縮減に対応して、基幹税（住民税・地方消費税）による税源移譲を実現。

(4) 交付税改革

- 全ての国民に基本的な行政サービスを提供するという制度の基本（財源保障と財源調整を一体のものとして実施）を踏まえつつ、次のような改革を推進。

- ① 地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制
- ② 算定方法を見直し、地方団体の施策選択への中立性を確保し、地方団体の効率的な行財政運営を促進
- ③ 税源移譲の実施に伴う財政力格差拡大の調整

交付税改革

交付税の改革について＜総額関係＞

1 近年の交付税総額の推移

近年、地方財政計画歳出の抑制、赤字地方債の導入により、交付税総額の抑制に努めているところ。

(参考)

(単位：億円、%)

	地方交付税			臨時財政対策債 (赤字地方債)※			地方財政計画			国の一般会計予算		
	総額	増減額	増減率	総額	増減額	増減率	総額	増減額	増減率	総額	増減額	増減率
H13	203,498	-14,267	-6.6%	14,488			893,071	3,771	0.4%	826,524	-23,347	-2.7%
H14	195,449	-8,049	-4.0%	32,261	17,773	122.7%	875,666	-17,405	-1.9%	812,300	-14,224	-1.7%
H15	180,693	-14,756	-7.5%	58,696	26,435	81.9%	862,107	-13,559	-1.5%	817,891	5,591	0.7%

※ 平成13年度から、通常収支に係る地方財源不足について、交付税特別会計における借入金を廃止し、国と地方が折半して補てんすることとし、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債により補てんすることとしたもの。

2 三位一体の改革における取り組み

●経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）

②地方交付税の改革

地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することは必要である。

（中略）

このような観点から、次のとおり取り組む。

（１）国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

- ・ 国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
- ・ 地方財政計画計上人員を４万人以上純減
- ・ 投資的経費（単独）を平成２～３年度の水準を目安に抑制
- ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制（以下略）

(1) 基本的考え方

地方交付税については、地方財政計画の策定を通じて、その総額が決定されるものであり、しかも地方財政計画歳出については相当部分に国の関与があるもの。したがって、国の他の歳出と同列にあらかじめ一定の数値目標を定めて削減するといった性格のものではない。しかし、国の関与の見直しを進めつつ地方財政計画の歳出を見直すことにより交付税総額の抑制を図ることは考えられる。

→ 基本方針2003は、このことを踏まえて、地方財政計画の歳出抑制について具体的な数値目標を掲げたうえで交付税総額の抑制に取り組むこととしているところ。

(2) 地方歳出抑制の具体的内容

下記のとおり、いずれも国を上回る抑制方針を明記。

①「地方財政計画計上人員を4万人以上純減」

- (i) これまでも地方財政においては、国以上に抑制に努めてきたところ。
- (ii) 今回の基本方針2003における抑制方針は、国の定員合理化計画に準じ、毎年度定員の1%を減じ、必要な増員についても他の分野の合理化努力等で吸収し、結果として1%の純減をするというもの。
- (iii) なお、国は、削減定数の一部を定員の再配分に活用しており、1%の純減とはなっていない。

(参考)

(単位：千人、%)

	H13	H14	H15	H16(見込み)	H17(見込み)	H18(見込み)
地財計画計上職員 (一般職)	1,092 (▲1.0)	1,081 (▲1.0)	1,071 (▲1.0)	1,061程度 (▲1.0)	1,051程度 (▲1.0)	1,041程度 (▲1.0)
国家公務員 (非現業)	510 (▲0.4)	507 (▲0.3)	504 (▲0.4)	(未定)	(未定)	(未定)

(注1) 地財計画計上人員(一般職員)には、特別行政部門(教育、警察、消防)を含まない。

(注2) 国家公務員(非現業)には、定員削減計画の対象でない地方警察官及び自衛官を含まない。

また、増減率は、独立行政法人への移行による影響分を除いた数値である。

②「投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制」

- (i) これまでも投資的経費のうち、単独事業については、国の補助事業（直轄を含む）以上の抑制に努めているところ。
- (ii) 今回の基本方針2003の抑制方針は、「改革と展望」の期間中の平成18年度までに、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前（平成2～3年度）の水準を目安に規模を抑制するもの。

(参考)

	H13	H14	H15	H16(見込み)	H17(見込み)	H18(見込み)
投資的経費 (単独)	175,000 (▲5.4)	157,500 (▲10.0)	148,800 (▲5.5)	141,400程度 (▲5.0)	134,400程度 (▲5.0)	127,600程度 (▲5.0)
投資的経費 (直轄・補助)	96,705 (▲2.5)	88,485 (▲8.5)	84,068 (▲5.0)	(未定)	(未定)	(未定)
国の公共事業 関係費(※)	H13 94,352 (0.0)	H14 84,239 (▲10.7)	H15 80,971 (▲3.9)	H16 (未定)	H17 (未定)	H18 (未定)

※H12の公共事業関係費…62,147億円、H13の公共事業関係費…65,897億円

③「一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制」

- (i) これまでも一般行政経費のうち、単独事業については、国の補助事業以上の抑制に努めているところ。
- (ii) 今回の基本方針2003の抑制方針は、「改革と展望」の期間中の平成18年度までは、現在の水準以下に抑制するもの。

(参考)

	H13	H14	H15	H16(見込み)	H17(見込み)	H18(見込み)
一般行政経費 (単独)	112,521 (4.1)	112,222 (▲0.3)	111,849 (▲0.3)	111,849程度 (0.0)	111,849程度 (0.0)	111,849程度 (0.0)
一般行政経費 (補助)	93,473 (5.0)	95,846 (2.5)	98,414 (2.7)	(未定)	(未定)	(未定)

地方交付税の財源保障機能について

1 財源保障機能の必要性

- 地方団体間には著しい地理的条件・経済力・財政力の格差。にもかかわらず、我が国では、内政の大部分について、国が法律などにより地方に一定の行政サービス水準の確保を要請。
- このためには、地方交付税による財源調整と財源保障を行うことが不可欠。

（地方財政計画の策定を通じ、必要な地方交付税総額を確保。
地方税を補完して合理的な行政水準を維持。）

2 財源保障機能廃止論について

- 地方交付税の財源保障機能を廃止し、
 - ① 地方財政計画の策定を通じて必要な地方交付税総額を確保する仕組みを取り止める、
 - ② 人口一人当たり財源の均衡化のみを基準として、あるいは人口・面積に単純に比例して配分する、
 - ③ 財源の乏しい地域も含めて課税自主権によって地域の歳出を賄う、といった議論は非現実的。
- 仮に、そうした場合には、教育（小中学校・高校）、福祉（介護保険、国民健康保険）、清掃、警察・消防など、現在の基本的な行政サービスの水準を維持することは不可能。

国の関与に係る地方支出は人口、面積に単純に比例するものではないので、交付税を人口と面積だけで配分するといったような極端な簡素化は不可能。

- 小・中学校教職員給与費や介護保険給付費の地方負担は、単純に人口に比例していないので、人口に比例して交付税を配分すると、実際の所要額との乖離が大きくなる。

①小・中学校教職員給与費・・・「標準法」に定める教職員の定数に比例
(単位：億円)

団 体 名	教職員給与 所要見込額 (平成14年度) A	交付税算定額	人口比例で按分した場合	
			算定額 B	B-A
北 海 道	1,578	1,538	1,348	▲ 230
埼 玉 県	1,414	1,400	1,646	232
静 岡 県	827	839	894	67
島 根 県	264	265	181	▲ 83
鹿 児 島 県	567	596	424	▲ 143
全 国	30,114	30,114	30,114	—

②介護保険給付費・・・サービス受給者数に比例

(単位：億円)

団 体 名	介護保険 所要見込額 (平成14年度) A	交付税算定額	人口比例で按分した場合	
			算定額 B	B-A
北 海 道	282	296	253	▲ 29
埼 玉 県	181	173	308	127
静 岡 県	153	143	167	14
島 根 県	55	56	34	▲ 21
鹿 児 島 県	121	132	79	▲ 42
全 国	5,641	5,641	5,641	—

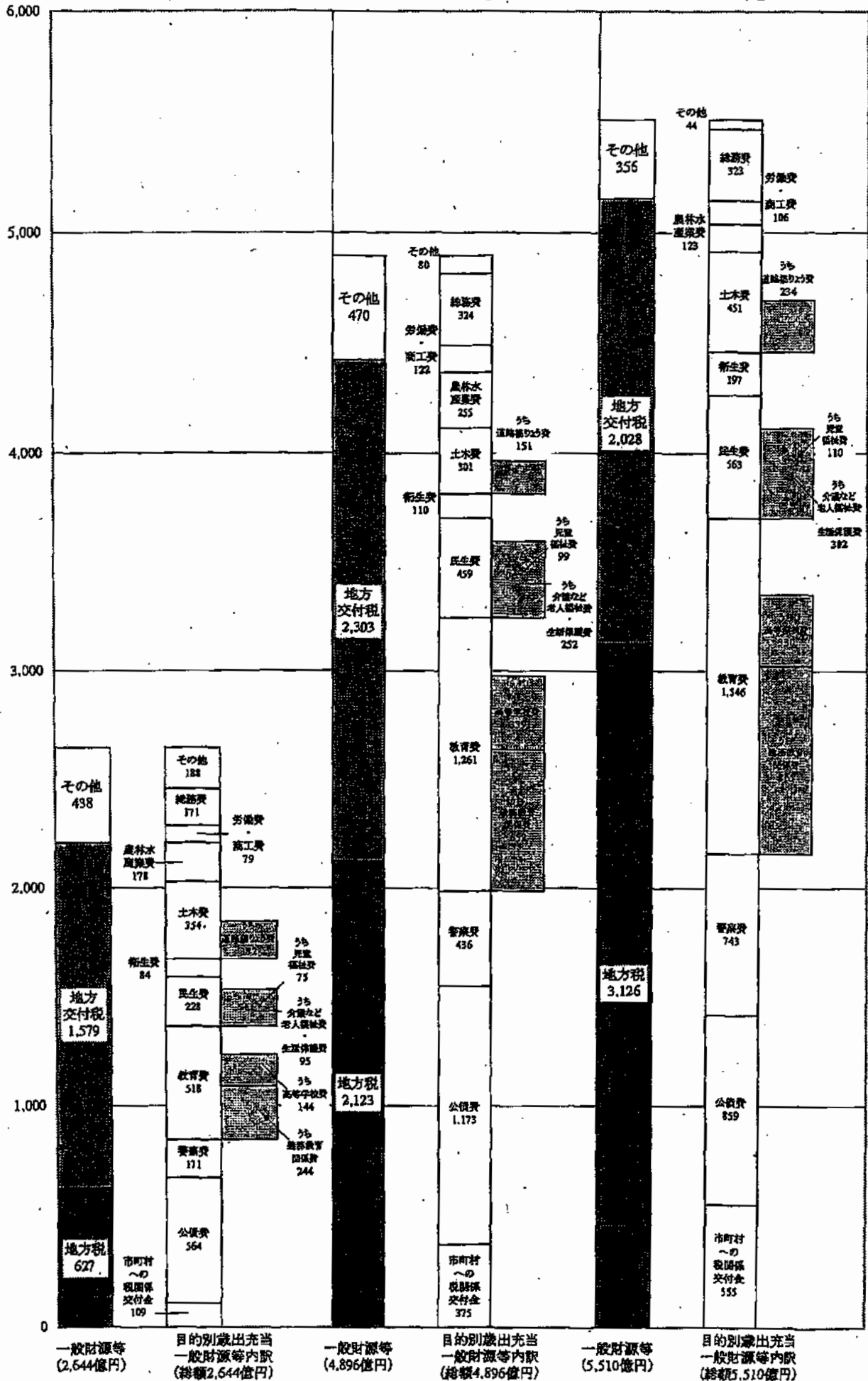
平成13年度決算【一般財源等】

(単位:億円)

【A県】

【B県】

【C県】



国庫補助負担金の改革

地方向け補助金等（一般会計及び特別会計、15年度予算ベース）

（この全ての補助負担金が「国庫補助負担金等整理合理化方針」に基づく合理化検討対象）

（単位：兆円）

20.4兆円

負担金 16.8
補助金 3.3
委託金 0.2

国庫補助関係		文教・科学振興	公共事業関係	その他
3.2		5.1	1.0	
補助金 0.6		補助金 0.3	補助金 1.6	補助金 0.9
負担金 2.9 国庫補助金 国庫補助金		負担金 0.3	負担金 0.1	負担金 0.1
国庫補助金 国庫補助金		負担金 0.1	負担金 0.1	負担金 0.1

保育所運営費
負担金
4,220億円

社会福祉施設等施設
整備費補助金・負担金
1,227億円

介護保険事務費
交付金
305億円

義務教育費国庫負担金
26,571億円
公立養護学校教育費国庫
負担金
1,308億円

農業委員会交付金 等
計 410億円
交通安全対策特別交付金
822億円

公共事業関係国庫
補助負担金
計 51,253億円

うち重点項目

公共事業除く

小計 34,863億円

重点項目

合計 86,116億円

国庫補助負担金の改革について

<基本的考え方>

- 三位一体の改革に対する地方の期待は非常に高まっており、様々な形で早期具体化に向けた提言が出されているところ。こうした地方の声を十分に踏まえ、要望の強いものの廃止に取り組む等、改革が実感できる成果を上げていくことが必要。
- 国庫補助負担金の改革には、廃止・縮減のほか、交付金化など地方の自主性を高める観点からの見直しもあるが、廃止・縮減が中心となるべきもの。
- 引き続き地方が主体となって実施する必要がある事業については、基幹税の充実を基本に税源移譲。

<国庫補助負担金毎の見直しの考え方>

- 義務教育費国庫負担金（2.8兆円）については、地方の自由度を高めるため、水準の確保を図りつつ、地方からの提言にもあるように全額の一般財源化を図るべき。

平成16年度における定額化・交付金化等の見直しを図る場合にも、それに名を借りた地方への負担転嫁が起こらぬよう対処すべき。

また、退職手当等のみを国庫負担対象から外すような措置は、地方の自由度の拡大に何らつながらず、将来急増が見込まれる経費でもあることから、単なる地方への負担転嫁であり、認められない。

- 保育所運営費負担金等その他の経常費に係る国庫負担金についても、「国庫補助負担金等整理合理化方針」に沿って、社会経済情勢等の変化に応じ真に必要な分野に限定するよう、抜本的見直しが必要。
- 公共投資関係費に係る国庫負担金についても、「国庫補助負担金等整理合理化方針」に沿って、国家的なプロジェクト等根幹的な事業などに限定することが必要。
〔特に、①市町村に対するもの、②補修、修繕、局部改良等に係るものは原則廃止・縮減。〕
- 維持管理に係る直轄事業負担金については、廃止に向けて段階的な縮減を図るべき。
- ①職員設置費、②法施行事務費、③公共施設の運営費・設備整備費など、地方団体の事務として同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助負担金については、平成16年度において一般財源化すべき。
- 奨励的補助金については、原則として廃止・縮減とされており、各年度ごとの明確な数値目標を設定して確実に削減することとして、各省庁において重点的に検討を進めることが必要。

「三位一体の改革」に関する地方国体からの提言

	全国知事会 (15.11.18)	指定都市 (15.10.9、11.14)	全国市長会 (15.10.23)
対象	1兆2,082億円 ※平成15年度都道府県当初予算に計上された国庫補助負担金の総額(国千算ベース)	1兆736億円(128項目) ※指定都市に関する国庫補助負担金	1兆522,724億円(123件) ※地方向け国庫補助負担金等20,4兆円のうち、市町村に直接交付され、又は都道府県を通じて市町村に交付される国庫補助負担金
廃止縮減額	8兆9,357億円 (うち平成16年度に優先して廃止すべきもの総額2兆円程度)	7兆9,987億円(96項目)	5兆8,552億円(101件)
国庫補助負担金	廃止すべき国庫補助負担金 ※金額は都道府県事業分で推計値 ▼社会保障 ・児童保護費等負担金 3,611億円 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072億円 ・精神保健対策費補助金 1,680億円等 ▼教育・文化 ・義務教育費国庫負担金 2兆6,571億円 ・公立養護学校教育費国庫負担金 1,308億円 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円等 ▼公共事業 ・地方近路整備臨時交付金 4,691億円 ・一般国道改修費補助 1,901億円 ・下水道事業費補助 1,769億円等 ▼産業振興 ・農業共同施設費負担金 529億円 ・協同農業普及事業費交付金 252億円 ・農村振興対策事業費補助金 215億円等	廃止すべき国庫補助負担金 ※金額は都道府県事業分で推計値 ▼経費的なもの(40項目) ・義務教育費国庫負担金 3兆8,693億円 ・児童保護費等負担金 2兆7,879億円 ・公営住宅家賃対策等補助 4,220億円 ・在宅福祉事業費補助金 1,444億円 ・児童保護費等補助金 1,118億円 ・介護保険事業費交付金 644億円等 ▼投資的なもの(56項目) ・下水道事業費補助 4兆1,031億円 ・地方近路整備臨時交付金 8,435億円 ・一般国道改修費補助 7,033億円 ・下水道事業費補助 1,950億円 ・公営住宅施設整備費補助 1,461億円 ・水道施設整備費補助 1,359億円 ・水道施設整備費補助 1,351億円等	廃止すべき国庫補助負担金 ▼国庫負担金(経費的分野) ・児童保護費等負担金 7,662億円 ・公営住宅家賃対策等補助 1,210億円 ・身体障害者保護費負担金 1,977億円等 ▼国庫補助金(経費的分野) ・在宅福祉事業費補助金 1,118億円 ・交通安全対策等補助交付金 1,822億円 ・児童保護費等補助金 644億円等 ▼国庫補助負担金(公共事業分野) ・下水道事業費補助 8,435億円 ・地方近路整備臨時交付金 7,033億円 ・廃棄物処理施設整備費補助 1,461億円等 ▼国庫補助負担金(上記を除いた投資的分野) ・水道施設整備費補助 1,351億円 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072億円 ・交通安全施設等整備事業費補助 1,919億円等
	平成16年度において優先して廃止すべき国庫補助負担金 ※金額は都道府県事業分で推計値 ▼社会保障 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,072億円 ・在宅福祉事業費補助金 441億円 ・身体障害者保護費負担金 307億円等		

	全国知事会 (15.11.18)	指定都市 (15.10.9、11.14)	全国市長会 (15.10.23)
国庫補助負担金 廃止すべき国庫補助金等として明示されたもの	▼教育・文化 ・私立高等学校等経常費助成費補助金 1,002億円 ・公立学校施設整備費補助金 1,114億円 ・要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 72億等 ▼公共事業 ・地方道路整備臨時交付金 4,691億円 ・下水道事業費補助 1,769億円 ・地方道改修費補助 1,945億等 ▼産業振興 ・協同産業普及事業交付金 252億円 ・農業経営対策事業費補助金 187億円 ・中小企業活性化補助金 169億等 (参考) 廃止対象外とすべき国庫補助負担金 ①特定地域に交付されるべきもので、税源移譲にならないもの ②特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの ③本来的に国で実施すべきもの	(参考1) 現行制度を前提とすれば直ちに廃止できない国庫補助負担金 ▼国の責務において行うべき事業に対する国庫補助負担金(24項目) ・老人医療給付費負担金 9兆5,388億円 ・療養給付費等負担金 2兆2,615億円 ・生活保護費負担金 1兆8,552億円 ・生活保護費負担金 1兆5,132億円 ▼臨時巨額の財政負担が生じる事業に対する国庫補助負担金(1項目) ・河川等災害復旧事業費補助 285億円 (参考2) 今後とも引き続き検討を要する国庫補助負担金(7項目) ・交通安全対策特別交付金 822億円 ・科学試験研究費補助金 97億等	(参考1) 当面存続する国庫補助負担金 ▼格差なく国による統一的な措置が望まれるもの ・生活保護費負担金 2兆1,707億円(12件) ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億等 ▼河川、道路、下水道等の災害復旧のために要する経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き、国の支援を必要とするもの ・河川等災害復旧事業費補助 285億円(1件) (参考2) 制度全般の見直しの中で検討すべき国庫補助負担金 ▼国の統一的保険制度に係るものであり、保険制度全般の見直しの中で引き続き検討されることが適当であるもの ・老人医療給付費負担金 7兆2,181億円(9件) ・療養給付費等負担金 2兆2,615億円 ・療養給付費等負担金 1兆8,552億等

	全国知事会 (15.11.18)	指定都市 (15.10.9、11.14)	全国市長会 (15.10.23)
税源移譲	○ 国庫補助負担金の廃止等に伴い、地方が引き続き実施すべき事業に係るものについては、それに見合う地方への税源移譲が必要 ○ 義務的経費は所要額の金額、その他の事業は仮に現行の8割の財源措置が必要として移譲額を試算 →総額約7兆9、234億円 ○ 税源移譲対象税目と移譲額 ・ 所得税から住民税へ ・ 個人住民税を10%比例税率化 ・ 消費税から地方消費税へ ・ 地方消費税を1.5%引上げ ・ 揮発油税(2兆8千億円)の一部地方譲与税化等	○ 地方が引き続き実施すべき事業等の財源については、その所要額を国から地方への基幹税を基本とした税源移譲によって確保することが不可欠 ○ 義務的経費については10割、投資的経費を中心としたその他の事業については、仮に8割を税源移譲することとした場合について、最低限度必要な移譲額を試算 →約7兆1、517億円	○ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要があるものについて税源移譲 ○ 仮に「基本方針2003」に従い、義務的経費は全額、その他の事業は8割として移譲額を試算 →約4兆9、652億円 ○ 地方へ移譲される税目 ・ 所得税から個人住民税へ ・ 個人住民税を10%の比例税率化 ・ 消費税から地方消費税へ ・ 消費税の1%を地方消費税へ移譲
地方交付税	○ 税源が偏在することが避けられないことから、地方交付税による財源保障及び財源調整機能を発揮することにより適切に対応することが不可欠 ○ その上で、地方公共団体に自主的かつ主体的な財政運営を促す仕組みに改善していくことが必要		○ 税源移譲による財政力格差の拡大に対応するため、地方交付税制度の機能を強化 ○ 臨時的、かつ、巨額の財政負担となる事業について、地方交付税及び起債による措置の充実 ○ 廃止すべき補助金額と税源移譲額との差額である約9,000億円については、各都市の行財政改革による効率化努力で対応。これにより、地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制

「三位一体の改革」に関する地方団体からの提言

21世紀臨調(15.8.27)			
＜6県知事：岩手・宮城・千葉・静岡・和歌山・福岡＞			
検討対象	廃止縮減額	国庫補助負担金	税源移譲
11兆4,269億円(464件) ※6県の平成15年度当初予算に関係する国の予算 (国庫補助負担金の総額)	8兆9,214億円(390件)	11兆4,269億円(464件) ※6県の平成15年度当初予算に関係する国の予算 (国庫補助負担金の総額)	11兆4,269億円(464件) ※6県の平成15年度当初予算に関係する国の予算 (国庫補助負担金の総額)
廃止して地方が実施すべきもの	8兆9,214億円(390件)	8兆9,214億円(390件)	8兆9,214億円(390件)
▼義務的な事業	5兆2,572億円(135件)	5兆2,572億円(135件)	5兆2,572億円(135件)
○義務教育費国庫負担金 等	○義務教育費国庫負担金 等	○義務教育費国庫負担金 等	○義務教育費国庫負担金 等
○児童保護費国庫負担金 等	○児童保護費国庫負担金 等	○児童保護費国庫負担金 等	○児童保護費国庫負担金 等
▼その他事業	3兆6,642億円(255件)	3兆6,642億円(255件)	3兆6,642億円(255件)
○経営体育成基金整備事業費補助 等	○経営体育成基金整備事業費補助 等	○経営体育成基金整備事業費補助 等	○経営体育成基金整備事業費補助 等
○都市公園事業費補助 等	○都市公園事業費補助 等	○都市公園事業費補助 等	○都市公園事業費補助 等
(参考1) 廃止して国が実施すべきもの	1,706億円(10件)	1,706億円(10件)	1,706億円(10件)
○防衛施設関係 等	○防衛施設関係 等	○防衛施設関係 等	○防衛施設関係 等
○農業共済関係 等	○農業共済関係 等	○農業共済関係 等	○農業共済関係 等
○休廃止鉱山 等	○休廃止鉱山 等	○休廃止鉱山 等	○休廃止鉱山 等
(参考2) 補助として継続すべきもの(制度見直しすべきものを含む)	4,227億円(52件)	4,227億円(52件)	4,227億円(52件)
▼特定地域に交付されるもので税源移譲に馴染まないもの	○電線3法交付金制度関係等 1,088億円(15件)	○電線3法交付金制度関係等 1,088億円(15件)	○電線3法交付金制度関係等 1,088億円(15件)
▼特定地域における臨時巨額の財政負担に対するもの	○災害関係等 649億円(17件)	○災害関係等 649億円(17件)	○災害関係等 649億円(17件)
▼特定地域に一定期間の巨額の財政負担が生じるもの (平準化できない)	○ダム・空港等巨大構造物等建設関係等 508億円(6件)	○ダム・空港等巨大構造物等建設関係等 508億円(6件)	○ダム・空港等巨大構造物等建設関係等 508億円(6件)
国庫補助負担金	国庫補助負担金	国庫補助負担金	国庫補助負担金
税源移譲	税源移譲	税源移譲	税源移譲
地方交付税	地方交付税	地方交付税	地方交付税

経済財政諮問会議(第23回)後竹中大臣記者会見要旨(抄)

(平成15年11月18日)

(略)

また、三位一体については、最後に総理から、「小泉改革宣言」に基づいて、しっかりと三位一体の改革をやっていく。16年度に関しては、1兆円の補助金の削減・縮減を目指してやっていくと。税源移譲も行う。知事会等要望を踏まえて、しっかりとこの改革を進めていけというご指示がありました。

(以降略)

三位一体改革の推進について

平成十五年十一月二十一日（金）
内閣総理大臣閣僚懇発言

一 国と地方の問題については、六月に閣議決定した「基本方針2003」において、平成十八年度までに概ね四兆円程度を目途に国庫補助負担金の改革を行うこと等、三位一体の改革の推進を決めたところである。

二 その後、知事会、市長会等から具体的な改革の提言が出されてきている。「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを、まさに三位一体で推進していく必要がある。

三 このため、第一に、十六年度予算において、三位一体で改革を実現する。一兆円をめざして国庫補助負担金の廃止、縮減等を行うほか、税源

移譲についても十六年度に確實に行う。交付税改革にも着手する。財務大臣、総務大臣をはじめ、国庫補助負担金所管大臣はこの方針に従って改革案をとりまとめたい。各関係大臣から改革案について私
が聞くことも考えている。

四 第二に、政府税制調査会においては、国と地方の税源配分の観点から、十六年度の税源移譲についても、国庫補助負担金の改革と併せて検討していただきたい。

五 第三に、十八年度までの改革工程を加速、強化すべく、経済財政諮問会議を中心に議論を進めて欲しい。

国庫補助負担金の改革について

〔平成十五年十一月二十一日（金）
総務大臣 閣僚懇 発言〕

一 お手元にお配りしているとおり、全国知事会、全国市長会、指定都市から、廃止すべき国庫補助負担金について提言が出されているのでご承知おき願いたい。

二 これらの提言においては、

- ・ 社会保障分野では、児童保護費等負担金
 - ・ 教育分野では、義務教育費国庫負担金
 - ・ 社会資本整備の分野では、道路関連の補助金
 - ・ 環境、産業振興の分野では、廃棄物処理施設、農村振興関連の補助金
- など、具体の国庫補助負担金名をあげて、それぞれを廃止し、税源移譲により一般財源化すべきとされているところである。

この他、多くの地方団体からも国庫補助負担金の廃止等について提言がなされている。

三 先日の経済財政諮問会議においても、総理から、こうした地方の声に十分に応えるよう指示をいただいたところである。

四 関係閣僚におかれては、これらの提言に応え、平成十六年度からその成果が実感できるよう、格段の御努力をお願いしたい。

義務教育費国庫負担制度改革について

○義務教育費国庫負担制度については、「国は大枠を定め、
具体の取り組みは最大限地方に任せる」という考え方で
改革

⇒ 全額の税源移譲によって、一般財源化を図るべき

○義務教育費国庫負担制度については、全国知事会等、地
方団体側からも「税源移譲のうえ一般財源化」するよう
提言

○当面16年度の国庫負担金の改革に当たっては、このよ
うな考え方に沿って、

①地方の自由度を最大限高める

②自由度の拡大に見合って負担対象の範囲を見直す

という方向で改革を実施すべき

○具体的には、

(1) 標準法により認められるクラス編制の幅の拡大

(2) 負担対象を

・ 学級編制の基本に係る部分

・ 教員に係る部分

に限定

○なお、地方の自由度の拡大につながらない退職手当等の
一般財源化は反対

平成16年度における「三位一体の改革に関する提言」
(抄)

1 平成16年度において国庫補助負担金を廃止し、
当該事業を引き続き地方が実施すべきもの

義務教育費国庫負担金の取扱いについて、政府は、平成16年度に制度の改革のための具体的措置を講ずるべく、「改革と展望」の期間中（平成18年度末まで）に、国庫負担金全額の一般財源化について、所要の検討を行うこととしているが、全国知事会としては、この国庫負担金については、その全額を廃止し、それに見合う所要額を税源移譲すべきであると考えているところであり、平成16年度にこの方針を明確にした上で、「改革と展望」の期間中に、速やかに実施すべきである。また、退職手当等を国庫負担対象から外すなどの措置は、地方の自由度の拡大につながらない単なる地方への負担転嫁であり、到底受け入れられない。